

# 寄附受入規程

公益社団法人東京子ども子育て応援団

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京子ども子育て応援団（以下「当法人」という。）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (受入基準等)

第2条 当法人は、寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているときは、その寄附金等を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により特別の利益を受ける場合
- (2) その他当法人の運営上支障があると認められる場合及び寄附金等の受け入れが社会通念上不適当と認められる場合

## (寄附金等の種類)

第3条 当法人が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
  - (2) 特定寄附金 使途があらかじめ特定された寄附金
- 2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

## (受入手続)

第4条 寄附金等を当法人に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む。）にて寄附金の申込みを行う。

- 2 当法人は、前項により寄附金の申込みを受理したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受け入れを行う。
- 3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、遅滞なく受領書等必要な書類を送付する。

## (寄附金等の取扱い)

第5条 一般寄附金については、その50%以上を定款第4条の公益目的事業費に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。

- 2 使途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。

## (情報公開)

第6条 当法人が受領する寄附金については、公益認定法施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報の保護に関する規則に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。